

章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1 - 1 教育目的

基準 1 - 1 - 1

各会計大学院においては、その創意をもって、将来の会計専門職業人(会計・監査に係る業務に携わる者)が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、教育目的を明文化すること。

(基準 1 - 1 - 1 に係る状況)

LEC 東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科会計専門職専攻(以下「本会計大学院」という。)の教育目的は、高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し、自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ、営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進することができる、質の高い会計専門職業人の育成にある(本会計大学院設置認可申請書より)。

本会計大学院では、上記の通り教育目的を明文化するとともに、以下の諸資料においてそれを明示している。

本会計大学院ウェブサイト「研究科概要」(下記資料 参照)

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/about/gaiyou.html>

本会計大学院ウェブサイト「教育コンセプト」(下記資料 参照)

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/about/concept.html>

本会計大学院パンフレット「教育コンセプト」(p.10-11)(下記資料 参照)

資料 「研究科概要」(抄。本会計大学院ウェブサイトより)

養成する人材

本学では、高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力、論理的展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し、自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ、営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進することができる質の高い会計専門職業人の養成を目指します。

主な対象者

- ・ 会計実務の専門能力を身に付けたい方
- ・ 大学卒業後、一定期間企業の財務部門等での実務に従事した方

資料 「教育コンセプト」(本会計大学院ウェブサイト及びパンフレット p.10-11 より)

専門職業人としての即戦力の修得

総資本主義化の21世紀において、国際経済社会で、堂々と活躍できる会計実務専門職の輩出です。そのためには、単に公認会計士試験に合格しただけではなく、専門職業人としての高い見識と倫理規範、国際会計基準にも精通した専門的実務能力、法規・基準に則った論理的ディベート能力の体得などが、必要であることは言うまでもありません。これらの即戦力の修得を目指します。

国際経済社会活躍できる公認会計士の輩出

これからの国際情勢にあわせ、国際会計士連盟(IFAC)が発表した「職業会計士教育 国際基準」を踏まえ、国際会計・監査基準の修得、職業倫理の体得を目指します。

監査証明業務と非監査証明業務に必要な知識と倫理観を体得

公認会計士試験の合格は当然として、その上に、わが国の内閣府・金融庁・日本公認会計士協会・国際会計基準審議会(IASB)・企業会計基準委員会(ASBJ)の動向を踏まえ、公認会計士の中核的な業務である監査証明業務と非監査証明業務を全うするために必要不可欠な専門的知識の修得と高い倫理観の涵養・独立性の保持の理念を体得することを目指します。

CEO・CFOとしての役割を十分に全うできる人材の養成

高度な会計専門職業人は、監査業務・コンサルタント業務以外に、広く企業内での活動つまりMBAとしての役割・CEO(Chief of Executive Officer)・CFO(Chief of Financial Officer)としての役割が要請されています。また、行財政改革を推進する専門家としての役割が期待されています。LEC会計大学院では、これらの役割を十分に全うすることのできる人材の養成を目指します。

なお、本会計大学院が、その創意により、上述の教育目的を定めるに至った理由は、おおむね以下のとおりである。

近年、科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化等により、社会が多様に発展し、国際的競争も激しくなる中で、これまでの知識・技術や発想、思考の枠組みだけでは認識できない問題や解決不可能な問題が多く生じてきている。

21世紀は「知」の時代とも言われるが、複雑化・高度化したこれらの問題の解決のためには、今まで以上に多様な経験や国際的視野を持ち、高度で専門的な職業能力を有する人材、すなわち高度専門職業人が多く必要とされるようになってきている(文部科学省中央教育審議会「大学院における高度専門職業人養成について」2002(平成14)年8月5日答申参照)。

会計分野における高度専門職業人(以下「会計専門職業人」という。)には、公認会計士、税理士、米国公認会計士その他の資格合格者、企業・団体等において会計・財務等の実務に携わる**社会人等**が想定されるところ、米国におけるエンロン事件、日本における中央青山監査法人の不祥事等を端緒として、会計専門職業人の代表格といえる公認会計士を取り巻く環境は、今や大きく変化している。すなわち、会計専門職業人全体に対して、**より高い資質のみならず、高い職業倫理が今や求められている**といえよう。

とするならば、会計専門職業人を目指す者及びすでに会計専門職業人である者は、資格取得前はもとより、資格取得後においても、不断の自己研鑽をもって専門的知識の修得のみならず高い倫理観を涵養・保持し、会計専門職業人としての公益上の使命と職責とを果たすべきである。

このことから、本会計大学院では、育成する会計専門職業人が持つべき資質の筆頭に

「**倫理観**」を掲げた次第である。また、会計専門職業人の具体例としては、公認会計士のみならず、その他の各会計資格取得者、企業・団体等において会計・財務等の実務に携わる社会人等が想定されることから、「営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進すること」とやや広い意味合いの資質をも掲げているところである。

1 - 2 教育目的の達成

基準 1 - 2 - 1

1 - 1 - 1の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行うこと。

(基準 1 - 2 - 1に係る状況)

本会計大学院の教育目的は、基準 1 - 1 - 1にて述べたように、高度な職業上の倫理観、専門的能力、応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し、自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ、営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し、推進することができる、質の高い専門職会計人の育成である。

また、本報告書の「目的」及び基準 1 - 1 - 1にて述べたように、公認会計士をはじめとする各会計資格をすでに有している者、さらには企業・団体等において現に会計実務に携わる**社会人等**を主たる学生像として想定している。

これらの主たる学生像を前提として、本会計大学院では、以下の通り教育を行っている。教育の要素としては、例えば、設定される授業科目、授業科目の体系性（教育課程の編成）、授業科目の配置（時間割）、授業科目の担当教員の指導能力、成績評価方法等が考えられる。それらの詳細は、それぞれ該当する評価基準において個別に詳述するものとし、ここでは、概略を記述するにとどめる。

授業科目については、例えば、「**職業倫理**」、「国際会計基準」、「意思決定会計」、「IT監査」及び各種の事例研究等を設定するとともに、それらを体系的に編成している（詳細は、本報告書 2 - 1 教育内容参照。なお、別添資料 3 「2005 年度カリキュラム一覧」参照）。

授業科目の配置（時間割）については、大学院設置基準第 14 条の適用を実施し、**平日夜間及び土日を中心に授業科目を配置**している（詳細は、基準 3 - 2 - 1 参照。なお、別添資料 2 「2005 年度授業時間割一覧」参照）。

授業科目の担当教員については、各分野の基本科目（全体構造科目）には学界随一の研究者教員を配置する一方、基本科目履修を前提とした発展科目や応用・実践科目には実務経験豊富な現役の実務家教員を主として配置している（詳細は、基準 8 - 2 - 2 参照）。

成績評価についても、あらかじめ基準を定めている（詳細は、本報告書 4 - 1 成績評価参照）。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、その目的が達成されるように、養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行っているといえるか。

この点、授業については、「**職業倫理**」科目が設定されていることにより、学生が会計専門職業人として求められる高度な職業上の倫理観を涵養できるよう配慮している。また、「国際会計基準」、「IT監査」等の科目が設定されていることにより、学生が会計専門職業人として求められる高度な職業上の専門的能力を涵養できるよう配慮している。その他、「意思決定会計」、及び各種の事例研究等が設定されていることにより、学生が財務情報の適切な開示を指導・推進する能力を涵養できるよう配慮している。したがって、養成しようとする会計専門職業人像に適った授業科目が設定されているといえる。

授業科目の配置（時間割）については、平日夜間及び土日を中心に授業科目を配置していることにより、社会人であってもキャリアを中断することなく授業科目の履修が可能となるよう配慮している。したがって、想定する主たる学生像に適った授業時間割となっているといえる。

授業科目の担当教員については、基本科目（全体構造科目）と発展科目、応用・実践科目とを研究者教員と実務家教員とで適切に分担することにより、学生は、歴史的に深化してきた学問上の論点が現代の実務においてどのように解決されるのかを有機的に学修することができるよう配慮している。したがって、養成しようとする会計専門職業人像に適った教員を効果的に配置しているといえる。

以上より、本会計大学院は、その教育目的が達成されるように、養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行っている。

基準 1 - 2 - 2

1 - 1 - 1の目的を達成し，1 - 2 - 1の教育を実現するために，各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し，それらと矛盾しない体系的な教育を施し，その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。

（基準 1 - 2 - 2 に係る状況）

本会計大学院では，教育の目的を，高度な職業上の倫理観，専門的能力，応用能力・論理展開能力等を基礎とする高度の思考能力及び判断力を有し，自由主義経済の中核をなす資本市場への参加者の意思決定に資することを意識しつつ，営利・非営利を問わず企業体の財務情報の適切な開示を指導し，推進することができる，質の高い専門職会計人の育成として，具体的に示している。

この教育目的を前提として，本会計大学院では，次のように教育を施している。本会計大学院では，会計専門職業人として履修すべき分野ごとに履修すべき科目を系としてまず分類したうえで，さらにそれぞれについて基本科目，発展科目，応用・実践科目に科目を分類して，教育課程を編成している（詳細は，基準 2 - 1 - 2 参照）。

成績評価については，評価方法の大枠を学則に規定（大学院学則第 17 条第 1 項。下記資料 参照）するとともに，成績評価基準の詳細をシラバス上に掲載して厳格に行っている（詳細は，本報告書 4 - 1 成績評価を参照。なお，シラバス上の掲載例として，別添資料 1 2 「2005 年度シラバス『経済社会における会計基盤の全体構造』」参照）。

資料 大学院学則（抄）

（学修評価，単位授与）

第 17 条 学修の評価は S，A，B，C，F の 5 段階をもって表し，このうち S，A，B，C を合格とする。F を不合格とする。但し，科目の性質上，段階評価がなじまない科目については，合格又は不合格のみによる評価とすることがある。

2 合格した授業科目については，所定の単位を与える。

3 学修の評価については，客観性及び厳格性の確保のため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準に従って適切に行う。

4 （略）

では，上述したところを前提として，本会計大学院では，基準 1 - 2 - 1 の教育を実現するために，教育の理念や目的を具体的に示し，それらと矛盾しない体系的な教育を施し，その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行っているといえるか。

まず，教育の目的については，基準 1 - 1 - 1 にて既述したように具体的に示している。

次に，体系的な教育については，基準 2 - 1 - 2 にて詳述するように，学修範囲を 5 つの領域と 6 つの系に区分した上で，それぞれについて基本科目，発展科目，応用科目を配置している。このことにより，学生がその理解度や年次に応じ，順次，発展的，循環的・有機的に所要の知識・能力を修得できるよう配慮されており，体系的な教育が行われている。

さらに，成績評価については，上述のように，学則及びシラバス上に明示している。

このことにより、成績評価の客観性及び厳格性を確保している(基準4-1-1参照)。

以上より、本会計大学院では、基準1-2-1の教育を実現するために、教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価を厳格に行っているといえる。

なお、このたびの本会計大学院に対する自己点検・評価は、開設初年度である2005年度を対象としているため、修了の認定については、該当がない。来年度修了認定を行うに当たっては、専門職大学院においてはとりわけ密度の濃い教育がなされる必要があることに鑑み、成績評価同様、厳格に行う予定である(詳細は、本報告書4-2修了認定及びその要件参照)。

基準 1 - 2 - 3

各会計大学院は 1 - 2 - 2 が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

(基準 1 - 2 - 3 に係る状況)

本会計大学院の自己点検・評価においては、学則上、自己点検・評価委員会の構成員として学外者を含めることとなっている(自己点検・評価規則第4条第1項第4号。下記資料 参照)。この第三者評価(外部評価)の結果は、自己点検・評価の一内容として本会計大学院に提出される。

そして、学長等には、自己点検・評価報告書において改善が必要と認められたものについて、改善に努めるべき義務が学則上課せられている(自己点検・評価規則第11条の3第2項。下記資料 参照)。

資料 自己点検・評価規則(抄)

(組織)

第4条 委員会は、本条各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学校経営委員会委員長
- (2) 教授会が選出する教育職員
- (3) 本学事務職員のうち学長が必要と認める者
- (4) その他学外の専門家

2 (略)

(自己点検・評価結果の活用)

第11条の3 本学の自己点検・評価結果は公表し、閲覧に供する。

2 学校経営委員会及び同委員長並びに学長及び本学内各部署所属長は、自己点検・評価の結果を、教育及び研究、組織及び運営並びに、施設及び設備の向上と活性化とに活用するものとし、改善が必要と認められたものについては、その改善に努めなければならない。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行っているといえるか。

この点、本会計大学院では、自己点検・評価において第三者のレビュー(第三者評価、外部評価)が反映されることが、学則上担保されている。併せて、学則上、自己点検・評価の結果に応じた改善義務の規定により、第三者評価(外部評価)を尊重することが、学則上担保されている。

したがって、本会計大学院では、第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うことが、学則上担保されている。

もっとも、本報告書として取りまとめられるこのたびの自己点検・評価が、本会計大学院を対象とする最初の自己点検・評価である。第三者評価(外部評価)を包摂するこのたびの自己点検・評価の結果を尊重し、教育目的を達成するための努力を具体的に

っていくことは今後の取り組み課題であり，遺漏なきを期する所存である（基準9 - 2 - 3参照）。

また，自己点検・評価における第三者評価（外部評価）の結果と同様，文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）の結果についても，認証評価制度が国際的に通用する大学の質を確保するための事後チェックとして導入された制度であることに鑑み，教育目的を達成するための努力を継続して行うための一助として，今後活用していく所存である。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

濱口委員の評価意見

公認会計士等における職業倫理を重要視している点は、優れた点として挙げられる。しかし、弁護士実務の現場にあって、ときに、弁護士の倫理と会計士の倫理との違いを感じることもある。LEC 会計大学院には、その点を埋められるようなしっかりとした倫理教育を望みたい。特に LEC 会計大学院は、主たる学生像として公認会計士試験等の各会計資格を有している者、さらには、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人等を想定し、これらの学生に対して、より高度で実践的な会計専門職教育・リカレント教育を提供することを教育理念としていることから、どういう会計士たるべきかまで踏み込んだ教育を望みたい。

檜田委員の評価意見

高い倫理観の涵養を教育目的の冒頭にあげていることは、プロフェッションの形成過程から、また昨今の会計職業人に関連する不祥事の発生が続いていることを勘案しても、優れているといえる。

しかしながら、専門的能力の向上や公認会計士試験の合格実績を高めることと合わせ、公正不偏な精神的態度の育成とともに倫理教育をどのように進めてゆくかを具体的にするように改善する必要があるであろう。これは、会計専門職大学院にとって共通の課題とみられる。

金井委員の評価意見

本会計大学院には「IT監査」科目がある。IT監査は今日の監査実務においては重要度を増してきている分野である。このような先端分野を授業科目として取り入れている点は、優れた点といえる。

また、今日、職業倫理が大事であるとの認識は、各会計専門職大学院が共有しているといってよい。しかし、倫理教育においてモラルをやっている大学院はどれだけあるだろうか。モラルがいかに大事なものが、モラルをどう取得するのか、それを教育しなければ、あるべき倫理教育とはいえないと考える。人には3種類ある。賢者、凡人、愚者である。賢者は自らモラルを持つ。愚者は会計専門職業人になれないだろう。よって、大事なものは、平凡人が職業倫理を身に付けて「非凡人」になることである。そのための方法論が本会計大学院の講義では提示されている。この点が優れているといえる。

もっとも、会計専門職業人の職業倫理は、いまだ体系化されているとはいえない。これは、会計専門職大学院共通の課題であるといえる。本会計大学院は、実務家教員が多いという利点を活かし、会計専門職業人の職業倫理に関し、実務における実例を通じた理論化体系化を試みるのが求められよう。

反町委員長の評価意見

職業倫理は、その重要性に鑑み、必修科目とすることを検討するべきである。それが今後の課題といえよう。